

## 行政書士法の順守についてのお願い

法律に定めがある場合を除き、行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、法律で禁止されています。

また、違反したときには、刑事罰（1年以下の懲役または100万円以下の罰金）が科される場合があります。

行政書士法の順守につき、ご理解・ご協力をお願いします。

南部土木事務所 管理調整課